**国民年金**

**国民年金保険料の免除申請を受け付けます**

　国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の制度を利用できます。失業などによる特例もありますので、相談してください。

　また、平成29年7月～平成30年6月までに免除の申請をした人などは、詳細を問い合わせてください。

免除期間　7月～平成31年6月まで

申請場所　市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所

持ち物　窓口にきた人の本人確認ができるもの（運転免許証など）、マイナンバーが分かるもの、代理人の場合は申請者の認印、学生の場合は学生証や在籍証明書、失業の場合は雇用保険受給資格者証など

その他　納付義務者（本人・配偶者・世帯主）の前年の所得で審査を行いますので、未申告者は申告を済ませてください。

古川年金事務所 23-1200

市民課年金係 23-6079

**所得状況・障害状態確認届を提出してください**

20歳前からの障がいで年金を受給している人は「所得状況届」や「障害状態確認届」などの提出が必要です。日本年金機構から送付される書類に必要事項を記入し提出してください。

提出期限　7月31日

提出先　市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当

 市民課年金係 23-6079

**暮らし**

**水道メーターの定期交換を行います**

有効期間が満了となる水道メーターの交換作業を行います。該当者には、事前に連絡し、市が委託した水道工事指定店が交換作業を行います。

期間　7月下旬～11月下旬

対象　市が設置した水道メーター

 水道部管理課給水係 24-1112

**水路やため池での水難事故を防止しましょう**

毎年、農作業が盛んになる時期は、ため池や水路で水量が多くなるため、水遊びや魚釣りに夢中になる子どもがため池に転落し、死亡する事故が後を絶ちません。また、高齢者が散歩中に水路へ滑り落ちる事故も発生しています。

　痛ましい事故を防ぐため、危険なため池や水路に近付かないように、家庭で注意を呼び掛けるようお願いします。また、ため池や水路で子どもや高齢者を見かけたら、地域の皆さんの声掛けをお願いします。

 県北部地方振興事務所農業農村整備部管理指導班　91-0721

**介護保険負担割合証を更新します**

要介護・要支援の認定を受けている人に、新たな負担割合証（平成31年7月末日まで有効）を7月下旬に郵送します。介護サービスの利用者負担は、所得状況によって異なります。

●3割負担の人

対象　次のすべてを満たす人　①本人の合計所得金額が220万円以上の人　②同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上（2人以上の世帯は463万円以上）の人

●2割負担の人

対象　次のすべてを満たす人で3割負担に該当しない人　①本人の合計所得金額が160万円以上の人　②同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上（2人以上の世帯は346万円以上）の人

●1割負担の人

対象　2割・3割負担に該当しない人

※ひと月の利用者負担額が44,400円を超える場合、高額介護サービス費が支給されます。該当する人には、後日申請の案内を送付します。

 高齢介護課介護給付係 23-6125

**家屋の照合調査にご協力願います**

固定資産税の公平で公正な課税を行うため、航空写真と課税台帳を照合し、新築や増築（住宅・車庫・物置など）により、未評価となっている家屋の現地調査を行います。調査は税務課職員と委託業者（㈱パスコ）が身分証を提示し、調査について説明したあと、敷地内にある建物の状況を確認します。

　市内各地域で順次調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

実施期間　7月～12月

 税務課家屋担当 23-2148

**7月は社会を明るくする運動の強化月間です。**

7月は社会を明るくする運動の強化月間です。犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、安全で安心な地域社会を築きましょう。

●推進大会

日時　7月1日　13時30分～

場所　大崎生涯学習センター（パレットおおさき）

内容　作文朗読、記念講演など

定員　先着300人

●公開ケース研究会

日時　7月18日　13時30分～

場所　大崎生涯学習センター（パレットおおさき）

内容　モデルケースを基に、更生のために地域でできることの話し合い

定員　先着150人

 社会福祉課地域福祉係 23-6012

**なくそう！食べ残し・食品ロス**

日本では、一人当たり「お茶碗1杯分（約136ｇ）の食べ物」が食べられるのに、毎日捨てられている計算になります。

　食材への感謝の気持ちをもって、食べ物を残さずに食べましょう

 世界農業遺産推進課企画調整担当

23-2281

**パブリックコメントを募集します**

大崎市使用料・手数料見直し基本方針について、皆さんの意見を募集します。

公表方法　①市ウェブサイトでの閲覧（http://www.city.osaki.miyagi.jp//index.cfm/10,0,29,html）　②窓口での閲覧　政策課（市役所西庁舎4階）、市政情報センター（東庁舎1階市政情報課内）、市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

対象者　市内に住所を有する人

意見の提出期間　7月2日～7月23日

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで受け付けます。郵送の場合は、7月23日の消印有効です。

意見の提出方法　市ウェブサイトに掲載している用紙または任意の様式に、意見と氏名（名称）、住所、連絡先、（電話番号、Ｅメールアドレスなど）を必ず記載し、指定の場所に提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

※匿名、電話での意見には応じられません。

意見の提出先　持参、郵送、件名に「大崎市使用料・手数料見直し基本方針への意見」と明記し、ファクス（23-2427）かＥメール（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）のいずれかで、政策課行政改革担当（古川七日町1-1）に提出してください。

 政策課行政改革担当 23-2129

**平成30年議会報告・意見交換会**

議会活動を報告し、政策提言や議会改革に生かすため、皆さんの声を聞かせてください。住んでいる地域以外でも参加できます。

　詳細は議会だよりまたは大崎市議会ウェブサイト（http://www.city.osaki.

miyagi.jp/index.cfm.27,6584,133,html)を確認してください。

 議会事務局議事調査担当 52-5838

**子育て支援**

**わんぱくタイム**

日時　7月18日　10時～12時

場所　鳴子川渡児童館

内容　みんなで水遊びを楽しもう

対象　就学前の幼児と保護者

持ち物　着替え、タオル、飲み物など

申込　7月11日まで電話で申し込み

 鳴子川渡児童館 84-7424

**ぽっかぽか広場**

日時　7月11日　10時～11時30分

場所　三本木児童交流センター

内容　水遊びをしよう

対象　就学前の幼児と保護者

持ち物　水着または、ぬれてもよい服装（おむつの場合は水遊び用を着用）、飲み物、タオル、着替え

 三本木児童交流センター 52-2078

**じどうかんであそぼう**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日時 | 場所 | 内容 |
| 7月03日 | 古川東児童センター（23-1055） | しゃぼん玉で遊ぼう |
| 7月15日 | 古川大宮児童センター（23-1120） | 魚釣りゲーム |
| 7月09日 | 古川中央児童館（23-0430） | 金魚さんと遊ぼう |
| 7月10日 | 古川稲葉児童センター（24-8513） | しゃぼん玉で遊ぼう |
| 7月11日 | 古川南児童センター（22-3610） | つくって遊ぼう |

時間　10時30分～11時30分

対象　就学前の幼児と保護者

※古川稲葉児童センターのみ事前に電　話で申し込みしてください。

 各児童館・児童センター